

令和 4 年度学校教育方針

■学校教育方針

悠久の歴史と豊かな自然のなかで一人一人の個性を伸ばし互いに高め合う子どもの育成

■教育目標

心身ともにたくましく、自信と誇り、向学心をもって未来を切り開き、力強く生き抜く子どもの育成

■目指す学校像

- 一人一人が目輝かせ、学ぶ楽しさや達成感を味わえる学校
- 一人一人の個性が生かされ、個の学びが尊重される学校
- 子どもの自主・自立の精神を育てる学校
- 保護者・地域に開かれた信頼される学校

■目指す児童・生徒像

- 確かな学力・豊かな人間性・たくましい心身をもち、学び続ける子ども
- 自分で課題を見つけ、解決に向けて粘り強く努力する子ども
- 思いやりの心を持ち協働することができる子ども

■目指す教師像

- 子どもたちに学ぶ喜びを伝え、個に応じた方法で意欲を引き出す教師
- 厳しさと温かさで子どもの可能性を伸ばす教師
- 心身ともに健康で明るく、行動力があり 人間性豊かな教師
- 教育者としての使命を自覚し、常に自ら学び続ける教師

■学校教育目標の達成に向けての基本方針

1. 基礎・基本の確実な定着と発展的学習を目指した指導の充実

- ① 9年間の学びの継続をカリキュラムマネジメントする。
- ② 問題解決的学習や体験的学習を重視し、基礎・基本的な内容を徹底指導し確実に身につけさせるとともに、ICTを活用した個に応じた学習も取り入れ、授業の充実を図る。
- ③ 言語に関する関心や理解を深め、読む、書く等の言語活動の充実を図る。
- ④ 教師の専門性を生かし、指導方法を工夫し、子どもの興味・関心や能力に応じた学習、子ども同士の多様な学び合いができる場を保证する。
- ⑤ 「家庭学習の手引き」を通して、家庭学習の習慣を身に付けさせる。

2. 日々の授業の充実に向けた「計画・実施・評価・改善」サイクルの日常化

- ① 到達目標に向けた長期、短期の指導計画を作成、公表し、確実に実践する。
- ② 個々の学習指導及び学級経営の評価を行い、授業改善を図る。
- ③ 授業研究による授業の相互評価はもとより、空き時間等を活用し、他学年の授業を相互参観、

相互評価を行い、授業の質を高める。

- ④ ICTを活用し、主体的・対話的で深い学びにつながる授業の展開を図る。

3. 心と体の教育の推進と充実

- ① 落ち着いた生活と学習環境の中で、進んであいさつができる人間づくりに努める。
- ② 道徳・人権教育、読書活動、清掃活動、学級活動を充実させ、互いを認め、支え合い、高め合う集団づくりの推進に努める。
- ③ 自分の健康に関心をもち、日ごろから体を鍛え、安全な生活を心がける児童・生徒の育成を進める。

■独自の魅力ある教育

○前期課程における教科担任制

後期課程の教員による教科担任制の導入により、教科の専門性を高めるとともに、前期課程・後期課程の学びをつなぐ。

6年生・・・国語・社会・算数・理科・英語・音楽・図工・体育・家庭の
9教科

5年生・・・社会・理科・英語・音楽・図工・体育・家庭の7教科

3・4年生・・・音楽・図工・体育の3教科

○ICT教育

ICT機器の活用を通してプログラミング的思考を育て、情報や情報技術を主体的に選択し活用する力を養う。

○外国語教育

ICTを活用した1年生からの継続的な外国語（英語）教育の充実で、グローバルなコミュニケーション力を身に付ける。

○ふるさと教育

「下北山学」の推進で郷土愛と連帯感を養う。

○キャリア教育

様々な体験活動を通してキャリアプランニング能力を育成する。

めざす子ども像

- 確かな学力・豊かな人間性・たくましい心身をもち、学び続ける子ども
- 自分で課題を見つけ、解決に向けて粘り強く努力する子ども
- 思いやりの心をもち協働することができる子ども

万木一心

心身ともにたくましく、自信と誇り、
向学心をもって未来を切り拓き、
力強く生き抜く子どもの育成

9年間の学びの継続

教科担任制

専門性の高い学び

外国語教育

ICT教育

家庭教育力

キャリア教育

地域教育力

ふるさとを学ぶ

下北山学

目指す学校像

- 一人一人が目を輝かせ、学ぶ楽しさや達成感を味わえる学校
- 一人一人の個性が生かされ、個の学びが尊重される学校
- 子どもの自主・自立の精神を育てる学校
- 保護者・地域に開かれた信頼される学校

目指す教師像

- 子どもたちに学ぶ喜びを伝え、個に応じた方法で意欲を引き出す教師
- 厳しさと温かさで子どもの可能性を伸ばす教師
- 心身ともに健康で明るく、行動力があり人間性豊かな教師
- 教育者としての使命を自覚し、常に自ら学び続ける教師

令和4年度授業日数及び授業時数の配当

1. 年間授業時数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1 年	16	19	21	14	0	20	20	20	17	16	20	17	200
2 年	17	19	21	14	0	20	20	20	17	16	20	17	201
3 年	17	19	21	14	0	20	20	20	17	16	20	17	201
4 年	17	19	21	14	0	20	20	20	17	16	20	17	201
5 年	17	19	21	14	0	20	20	20	17	16	20	17	201
6 年	17	19	21	14	0	20	20	20	17	16	20	17	201
7 年	16	19	21	14	0	20	20	20	17	16	20	17	200
8 年	17	19	21	14	0	20	20	20	17	16	20	17	201
9 年	17	19	21	14	0	20	20	20	17	16	20	11	195

2. 各教科・特別活動の授業時数

区 分		前期課程						後期課程		
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年
各教科の 授業時数	国 語	306 (9)	315 (9)	245 (7)	245 (7)	175 (5)	175 (5)	140 (4)	140 (4)	105 (3)
	社 会	— —	— —	70 (2)	90 (3)	100 (3)	105 (3)	105 (3)	105 (3)	140 (4)
	算 数 数 学	136 (4)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	175 (5)	140 (4)	105 (3)	140 (4)
	理 科	— —	— —	90 (2.6)	105 (3)	105 (3)	105 (3)	105 (3)	140 (4)	140 (4)
	生 活	102 (3)	105 (3)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
	音 楽	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)
	図画工作 美 術	68 (2)	70 (2)	60 (1.7)	60 (1.7)	50 (1.4)	50 (1.4)	45 (1.3)	35 (1)	35 (1)
	家 庭 技術・家庭	— —	— —	— —	— —	60 (1.7)	55 (1.6)	70 (2)	70 (2)	35 (1)
	体 育	102 (3)	105 (3)	105 (3)	105 (3)	90 (2.6)	90 (2.6)	105 (3)	105 (3)	105 (3)
	外 国 語	— —	— —	— —	— —	70 (2)	70 (2)	140 (4)	140 (4)	140 (4)
特別の教科である 道徳の授業時数		34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)
特別活動の授業時数		34 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)	35 (1)
総合的な学習の 時間の授業時数		— —	— —	70 (2)	70 (2)	70 (2)	70 (2)	50 (1.4)	70 (2)	70 (2)
外国語活動の授業時数		— —	— —	35 (1)	35 (1)	— —	— —	— —	— —	— —
英語活動の授業時数		34 (1)	35 (1)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
合 計	年間 (週)	884 (26)	945 (27)	980 (28)	1015 (29)	1015 (29)	1015 (29)	1015 (29)	1015 (29)	1015 (29)

60 は複式で実施

令和4年度

学校評価推進計画

下北山村立下北山小中学校

時期	外部評価	学校教育活動	備考
一学期	学校からの目標・計画等の説明 ・「下北山小中学校の教育」配布 ・PTA 総会 ・学校関係者評価委員会 等	前年度の評価結果・改善策を反映 ↓ 目標・計画等の設定 ↓ 実践 ↓ 教職員による中間的な自己評価	HPによる学校からの情報発信 学校だより発行 必要に応じて条件整備等の支援を教育委員会へ要望
二学期	学校公開、授業参観、懇談会、地域行事への参加等で保護者や地域の方々との対話	↓ 実践 ↓ 生徒・保護者・教職員へのアンケート実施（12月末実施）	
三学期	学校評価結果の検証と助言 ・PTA 役員会 ・学校関係者評価委員会 等	↓ 教職員による年度末に向けた自己評価（成果と課題、改善策等） ↓ 各校務分掌で課題をまとめ、具体策検討 ↓ 次年度への改善方策等の検討と整理 ↓ 学校評価の公表（学校だより等）	

継続的な情報・資料の収集整理

令和4年度「学校いじめ防止基本方針」

下北山村立下北山小中学校

☆本校の基本方針

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから、本校では、人権教育の重点にも挙げているように全ての教職員が、いじめは重大な人権侵害であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校全体を通して、児童・生徒一人一人に、いじめを「しない」「させない」「見過ごさない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、『いじめを決して許さない』という強い信念のもと、いじめの問題への理解や「いじめ防止対策推進法」の理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、児童・生徒が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

(1) いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権侵害であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

ア いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

イ いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうるものである。
- いじめは加害児童・生徒、被害児童・生徒は入れ替わることが起こり得るものである。
- 加害者や被害者になりそうな児童・生徒を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に児童・生徒全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
- 「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

(2) いじめ防止のための体制

ア いじめの防止のための組織〈いじめ防止対策推進法 22 条〉

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定める。

イ いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、児童・生徒への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

(3) いじめの問題への取組

組織対応・いじめの防止等の取組を別に定める。

ア 未然防止

いじめの問題への取組は、児童・生徒が被害者にも、加害者にもなり得るという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとするのではなく、未然防止のため、常に全児童・生徒に注意を注ぎ、児童・生徒全員を対象とした取組を行う。

イ 早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われたりすること多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から、そうした兆候に関わりを持ち、いじめを積極的に認知する。

ウ 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害児童・生徒を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害児童・生徒に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

エ 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。

(4) 重大事態への対応

児童・生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに村教委に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。

なお、事態によっては、村及び村教委、県及び県教委が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

(5) その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

令和4年度 いじめ防止等のための組織(下北山村立下北山小中学校)

いじめ問題対策委員会

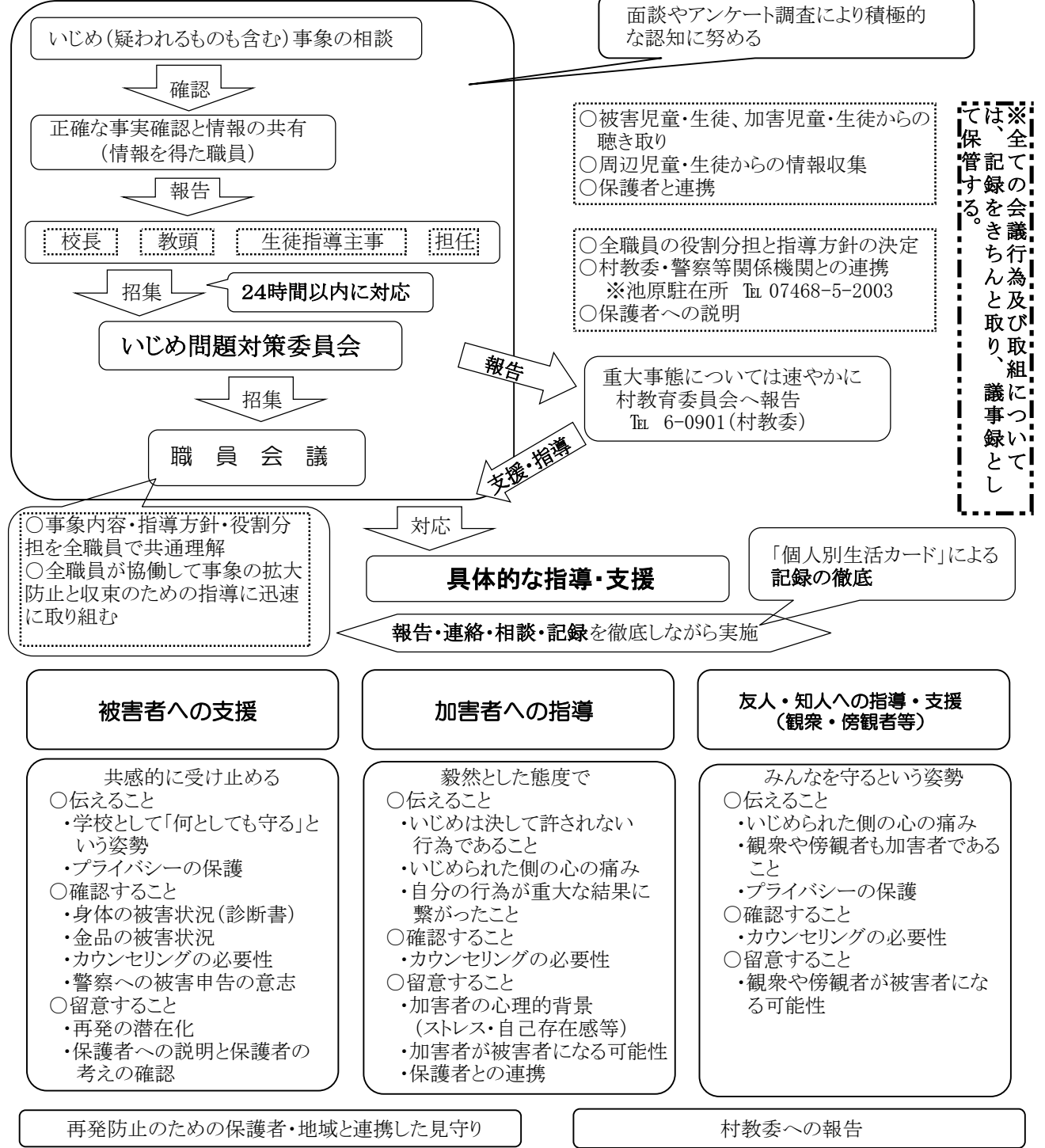
22条

校長・教頭・生徒指導主事・人権教育担当
教務主任・養護教諭 等

※ 必要に応じて臨床心理士等の外部専門家の
参加を願う

○学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見
及びいじめへの対処等に関する措置を実効的
に、また、組織的に行うために中核となる常設の
組織を設置する。
○委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題
を抱え込むことのないように、教職員全体で共通
理解を図り、**報告・連絡・相談・記録**を確実に
行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

組織対応の流れ



※ 全ての会議行為及び取組については、記録をきちんと取り、議事録として保管する。

重大事態への対応

- ・速やかに村教委に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する
- ・村教委の支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応、迅速に事案解決につとめる
- ・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する
- ・マスコミ等の対応は管理職を窓口とする

令和4年度 いじめ防止等に係る年間計画（下北山村立下北山小中学校）

項目 月	会議・研修	未然防止	早期発見
4月		PTAへ「学校いじめ防止基本方針」の周知	・地域行事「さくら祭」巡視 ・家庭訪問
5月	・定例「いじめ問題対策委員会①」 ・職員研修	・職員講話	・保小中連絡会 ・二者懇談
6月	いじめアンケートに関する職員研修 定例「いじめ問題対策委員会②」	・職員講話	・保小中連絡会 いじめアンケート調査①
7月		・職員講話 ・防犯教室	・保小中連絡会 ・三者懇談
8月	職員研修		・地域行事「夏祭り」巡視
9月		・職員講話	・保小中連絡会 ・教育相談「二者懇」（必要に応じて三者懇）
10月		・職員講話	
11月	定例「いじめ問題対策委員会③」	・職員講話 ・入学者説明会	・保小中連絡会 いじめアンケート調査②
12月		・職員講話	・三者懇談 ・保護者・児童・生徒・教職員アンケート調査
1月		・職員講話	
2月	定例「いじめ問題対策委員会④」	・職員講話 ・新入生一日体験入学	いじめアンケート調査③
3月		・職員講話 ・防犯教室	・教育相談「二者懇」（必要に応じて三者懇） ・保小中連絡会

未然防止に向けて

- 認め合い支え合う集団づくり
 - ・「居場所」づくり「絆」づくり
 - ・「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業や学校行事等
 - ・児童・生徒の行う自主的ないじめ防止等に関わる活動への支援
- 人権意識の高揚と豊かな心の育成
 - ・人権教育の充実
 - ・道徳教育の充実
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル教育の推進
 - ・フィルタリング利用と家庭におけるインターネット利用のルールづくり等の啓発
- 児童・生徒の様子の把握
 - ・共感的な児童・生徒理解
- 保護者・地域・関係機関との連携
 - ・保護者への啓発と情報発信
 - ・地域への情報発信と関係機関との連携

早期発見に向けて

- 情報の収集
 - ・教職員の“気づく力”を高める
 - ※ 校内職員研修の実施
 - 校外で行われる研修会への参加
 - ・児童・生徒・保護者、地域からの情報収集
 - ・休み時間等の校内巡視
 - ・定期的な面談による情報収集（児童・生徒・保護者）
 - ・アンケート調査の定期的な実施
 - ※児童・生徒・保護者へのアンケート調査, 教職員へのアンケート調査
- 相談体制の充実
 - ・いじめ相談窓口の周知
- 情報の共有
 - ・報告の徹底と全教職員による情報共有
 - ・要配慮児童・生徒の情報共有
 - ・申し送り事項の確認と徹底
 - ・「個人別生活カード」の活用

児童・生徒会の日常活動による働きかけ